

2026 年 8 月 28 日

お客さま 各位

北陸労働金庫

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害にかかる被災された方々への対応について

この度の大雨により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
被災された方々への当金庫の対応につきまして、下記の通りご案内させていただきます。

記

1. ご預金証書・通帳を紛失された場合でも、預金者ご本人さまであることが確認できれば、10 万円を上限として払戻しができます。
2. お届出のご印鑑がない場合でも、預金者ご本人さまであることが確認できれば、拇印にて払戻しができます。
3. 被災者の皆さまのご事情によっては、定期預金等の満期日前の払戻しをお受けいたします。
4. 汚損・損傷した紙幣の引換えに応じます。なお、紙幣の状態によっては、鑑定後とさせていただきます場合や全額の引換えとならない場合もございます。
5. 今般の地震のために支払期日を経過した手形類の取立は、関係金融機関と協議のうえ対応させていただきます。
6. ご融資につきましては、被害の状況、応急資金の需要等を考慮し、ご融資を迅速に行いますので、ご相談ください。
7. 既にご利用いただいているご融資につきまして、ご返済条件変更等のご希望があれば、ご相談ください。
8. 通帳・証書・契約の証・出資証券等・キャッシュカード・マイプランカードの再発行手数料について免除いたします。
9. 住宅再建のための住宅ローンご利用の際、担保不動産取扱手数料について免除いたします。

※ その他のお取引またはご不明な点につきましても、ご遠慮なく窓口へご相談ください。

以 上